

ワンポイント会計基準

vol. 266 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」について

今回は、2022年12月27日に、金融庁から「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財規」という。）の一部を改正する内閣府令（案）」（以下「本改正案」という。）等が公表されているため、ご説明します。

本改正案については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を公表したことを受け、連結財規について所要の改正を行うものです。

以下、本改正案の内容です。

1. その他の包括利益の区分表示（連結財規第69条の5第4項）

その他の包括利益の項目の金額は、その他の包括利益に関する法人税等及び税効果の金額を控除した金額を記載するものとされています。ただし、当該法人税等及び税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、当該法人税等及び税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げないとされています。

2. その他の包括利益に関する注記（連結財規第69条の6第1項）

その他の包括利益の項目において控除した法人税等及び税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならないとされています。

3. 経過措置

(1) 改正後の連結財規（以下「新連結財規」という。）は、2024年4月1日以後に開始する連結財務諸表について適用するとされています。ただし、2023年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、これらの規定を適用することができるとされています。

(2) 連結財務諸表に初めて新連結財規の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる比較情報については、従前の例によることができるとされています。

参考URL：<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221227.html>

以上